

高知県木材安定供給推進事業（間伐材生産等）実施基準

第1 対象森林

原則として、森林法第11条に規定する森林経営計画対象森林において実施するものとし、人工林や天然林の別を問わない。

ただし、高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱（以下、要綱という。）別表第1に定める要件を満たす場合のほか、当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めることを確認できる資料を高知県木材安定供給推進事業実施要領（以下、要領という。）第5に定める事業計画と合わせて提出することで、森林経営計画対象森林以外でも実施することができる。

なお、その場合の確認できる資料は森林経営計画の承認申請書（写し）または別紙1のとおりとし、事業完了後の実績報告時に当該森林が森林経営計画の対象森林であること又は事業の完了年度の翌年度までに当該森林を森林経営計画の対象森林とした場合、森林経営計画の承認申請書（写し）を提出すること。

第2 事業実施の条件

1. 間伐材生産

- (1) 間伐材の生産は事業実施主体毎に、事業実施面積の過半から搬出すること。（施行地単位では、すべての施行地から搬出を行うこと。）
- (2) 間伐材の生産は対象齢級の制限を設けないものとし、不良木の淘汰については、育成しようとする樹木の立木本数のおおむね30%（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から30%未満とすることが適切であると判断される場合はおおむね20%。）以上伐採する場合に補助対象とする。なお、「おおむね」の範囲は、規定された数値の2割以内とする。
- (3) 伐採率については、(2)に定める下限のほかに上限は特に設けないが、市町村森林整備計画に定められた間伐の標準的な方法（要間伐森林の間伐にあつては要間伐森林の間伐の方法を含む。）に留意して伐採を行うものとする。また、森林経営計画で実施すべきとされている施業の方法に即して実施するものとする。
- (4) 対象森林は、過去5年以内に同一施行地において県の補助事業による間伐等を実施していない場合に限る。

ただし、(3)の規定（他の補助事業の場合は(3)と同様の規定）により、地形等により気象害の発生が明らかに予想され又は施業体系から伐採率を30%未満とすることが適切であると判断され、20%以上30%未満の伐採が行われた施行地については、その実施から5年を経過していなくても実施することができる。

また、気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰を実施する場合であつて、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から早期に実施する必要があると認められる場合においては、過去5年以内に間伐等が実施された森林であつても実施することができる。
- (5) その他付帯施設整備は、間伐材の生産と一体的に実施する林内作業場、土場、資機材置場、一時使用に供する作業路・集材路の整備、作業上必要な灌木や枝葉の除去等とする。
- (6) 関連条件整備活動等は、対象森林の調査及び森林所有者の同意取り付け等のほか、間伐等の施業と一体的に実施する森林作業道の整備、造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適正維持を図るための客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥、雑草木の除去等、間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等の整備、野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための

鳥獣害防止施設等の整備等とする。

なお、野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で防護柵する場合は、簡易な工作物とし、保護すべき施行地が小規模・分散している場合には、複数の施行地を含む森林を対象とすることができる。また、伐採木を搬出せずに付帯施設整備の資材等として林内で活用する場合は、当該伐採木の材積は、搬出材積としては取り扱わないものとする。

(7) 本事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に、事業実施箇所を森林以外の用途に転用（事業実施箇所を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等を設定させた後、当該事業実施箇所が森林以外の用途に転用される場合を含む。）する行為又は事業実施箇所の地上の立木の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき補助を受けた補助金相当額を返還すること。

(8) 事業の実施にあたっては、森林保険の加入に努めるものとする。

2. 低コスト再造林対策（一貫作業システム、低コスト造林）

(1) 対象森林は、過去5年以内に同一施行地において県の補助事業による間伐等を実施していない場合に限る。

(2) 本事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に、事業実施箇所を森林以外の用途に転用（事業実施箇所を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等を設定させた後、当該事業実施箇所が森林以外の用途に転用される場合を含む。）する行為又は事業実施箇所の地上の立木の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(3) 事業の実施にあたっては、森林保険の加入に努めるものとする。

3. 低コスト再造林対策（下刈り）

(1) 本事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に、事業実施箇所を森林以外の用途に転用（事業実施箇所を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等を設定させた後、当該事業実施箇所が森林以外の用途に転用される場合を含む。）する行為又は事業実施箇所の地上の立木の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(2) 事業の実施にあたっては、森林保険の加入に努めるものとする。

第3 事業の実施方法

1. 間伐材生産

(1) 事業実施にあたっては、森林法などの法令を遵守すること。

(2) 間伐材の生産及び保育間伐は、事業地内をまんべんなく実施するものとするが、林縁、風衝地など風害の恐れがある区域や適正な成立本数を確保する必要がある場合は、所定の伐採率をおおむねの範囲で低減できる。

(3) 掛かり木は適切な方法で除去を行うこと。また、伐倒作業は労働安全衛生規則を守ること。

(4) 谷川、道、隣接地（他の所有者が所有する山林や山林以外の土地などで、他の所有者の承諾を得ている場合を除く。）に伐倒しないこと。

(5) 列状間伐における伐採列数は、原則として1列とし、残存列を1列から4列までとする。間伐率は、伐倒列と残存列を合わせたものとする。

2. 低コスト再造林対策（一貫作業システム、低コスト造林）

- (1) 事業実施にあたっては、森林法、林業種苗法などの法令を遵守すること。
 - (2) 申請面積は、植栽面積とする。
 - (3) 伐倒作業は労働安全衛生規則を守ること。
 - (4) 谷川、道、隣接地（他の所有者が所有する山林や山林以外の土地などで、他の所有者の承諾を得ている場合を除く。）に伐倒木や枝条を放置しないこと。
 - (5) 搬出材積については、市場等における搬入先の仕切書及び伝票等によるものとし、森林所有者及び施行箇所が確認できるものとする。
また、搬出材積の集計について、末木枝条やチップ材の低質材等の材積換算は、1トン当たり1.2立方メートルとする。
 - (6) 植栽本数は、1ヘクタール当たり植栽本数が1,500本未満（コンテナ苗植栽については1ヘクタール当たり500本未満）のものは、補助対象としない。
 - (7) 苗木については、林業種苗法第18条に定める表示票等で系統及び数量を確認できるよう管理するものとする。ただし、自家生産苗を自己所有林に植栽する場合を除く。
3. 低コスト再造林対策（下刈り）

- (1) 事業実施にあたっては、森林法などの法令を遵守すること。
- (2) 申請面積は、下刈面積とする。
- (3) 下刈作業は労働安全衛生規則を守ること。
- (4) 谷川、道、隣接地（他の所有者が所有する山林や山林以外の土地などで、他の所有者の承諾を得ている場合を除く。）に刈り払った草木等を放置しないこと。

第4 面積及び延長

木材安定供給推進事業で申請書等に記載する面積は、次により求めるものとする。

- ア 面積は原則として実測によるものとし、測線等を実測できるよう現地に測点杭等を残地しておくこと。
- イ 測量方法は、ポケットコンパス等による測量又は精度の高い既存の図面（国土調査の測量成果が森林計画図と整合されているもの。）を利用できるものとする。ただし、面積1ヘクタール未満の小施行地で形状が複雑でない場合は要点間の距離測定による簡易法によることができる。（測量始点を簡易な方法で現地に表示する。）
- ウ 周囲測量の閉合誤差の許容限度は5/100とする。
- エ 全地球測位システム（GNSS）により測量する場合は、一点当たりの許容誤差が1m以内の精度を有した機器により測定すること。なお、野帳には座標値を記載し、測点間距離（水平）に変換した数値を記入しておくこと。

第5 帳簿等の整理保存

事業主体及び取扱機関は、原則として、木材安定供給推進事業に関する次の関係書類を、当該事業完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

- ア 実施した木材安定供給推進事業の補助金に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類。
- イ 第4に定める測量等に際して作成した野帳。
- ウ 事業地の施工状況等の写真、植栽樹種及び本数、間伐率及び搬出材積等を確認した書類（仕切書等）等並びにその他事業の実施を証する書類等（各種社会保険料の払込み書類等）。
- エ ウの施工状況等の写真は、「施工前」、「施工中」、「施工後」、「測量状況」、「はい積状況」等とし、低コスト再造林対策（一貫作業システム）については、伐採、集材、地拵え、植栽の各工程のそれぞれについて写真撮影し管理を行うこと。なお、撮影写真の枚数は、「測量状況」は1申請ごとに1枚程度、「はい積状況」は1施行地ごとでA,B材及びC,D材（末木枝条含む。）別に1枚程度とする。

オ 間伐材生産については、伐採木の形状等が判別できる写真を1施行地で1枚程度撮影し、施行地内で伐採した標準的な1本の樹高及び胸高直径をスケール等で寸法の判別できるものとする。

カ 間伐材生産については、天然林で施行する場合は事前に標準地調査等を行い、残存木、伐採する不良木、伐採する不用木の別を明らかにするなどし、伐採率の根拠となる資料を備えること。

第6 提出（添付）書類の確認

提出する書類は、原則として下記によるものとし、事業の採択要件を満たしているかを確認し提出するものとする。

ア 実績報告書（要綱 第5号様式）

イ 事業実施箇所別表（要綱 第5号様式の別紙2）

ウ 1件ごとの証拠書類

（ア） 施業実施図（要綱 第5号様式の別紙2 注2）

図面の縮尺は、原則として5千分の1とする。

（イ） 位置図

5万分の1地形図又は適宜の管内図にその位置と番号を附したのものとする。

（ウ） 搬出材積集計表（第1号様式）

木材安定供給推進事業で実施する間伐材生産又は低コスト再造林対策（一貫作業システム）に係るものに限る。

記載する材積については、市場等における搬入先の仕切書及び伝票等によるものとする。

（エ） 社会保険等の加入状況調査表（第2号様式）

社会保険等の加入状況調査表は、高知県造林事業査定要領「7間接費等」により算定し、1施行地単位で作成するものとする。

（オ） その他の証拠書類等

① 事業主体が事業体等に委託し、又は請け負わせて行う事業の場合は、委託又は請負契約書の写し。

② 事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である事業の場合は、森林経営計画認定書の写し。それ以外の森林では別紙1。

③ その他参考書類とする。

第7 実行経費の精算

（1）事業終了後は、速やかに精算書、実績報告書を作成し、施行完了写真を整理し、これを添付して提出すること。

（2）本事業の補助金の額は、事業完了後に、知事の定める定額単価に間接費を加算した額（以下、「定額補助金額」という。）と事業の実行に要した経費（以下、「実行経費」という。）を比較し、いずれか低い金額をもって補助金の額とする。なお、関連条件整備活動等の実行経費は、間伐材生産、低コスト再造林対策（一貫作業システム、低コスト造林、下刈り）の実行経費とは別に算出しなければならない。

（3）本事業と他の国庫補助事業等の伐採等を一体的に実施する場合であって、施行地別の経費が明確に区分し難い場合は、伐倒作業に要した経費は施業面積により、集材作業に要した経費は搬出材積により按分して算出し、これらを合算した金額をもって本事業の実行経費とすることができる。

（4）森林所有者が、自己所有森林において、自らが従事して本事業を実施する場合の取扱いは、以下のとおりとする。

ア 森林所有者自らが間伐材の生産に従事した作業日数分の人件費については、作

業日誌等により本事業に従事した日数及びその内容が確認できる場合に限り、事業実施年度に該当する「公共工事設計労務単価」により知事が定めた単価（労務資材4月単価普通作業員）を上限として算出した経費を、実行経費に含めることができる。

イ 雇用労働力により事業を実施した場合の現場監督費については、森林所有者自らが作業を行わずに現場監督のみを行った日数に係る経費を実行経費に加算することができる。

ウ 本事業の実施に当たり対象森林の調査を行う場合は、別途、関連条件整備活動等を活用することができる。

(5) 補助金額は、補助対象経費として認められる実行経費が、別に定める定額補助金額を上回れば、この定額補助金額を上限とし、下回る場合は実行経費のうちの補助対象経費を補助金額とする。

① 間伐材生産、低コスト再造林対策（一貫作業システム、低コスト造林、下刈り）、定額補助金額 < 補助対象経費として認められる実行経費

間伐材生産、低コスト再造林対策（一貫作業システム、低コスト造林、下刈り）の定額補助金額を適用

② 間伐材生産、低コスト再造林対策（一貫作業システム、低コスト造林、下刈り）の定額補助金額 > 補助対象経費として認められる実行経費

補助対象経費として認められる実行経費を適用

また、補助金の算定については、高知県木材安定供給推進事業査定要領によるものとする。

(6) 関連条件整備活動、森林作業道及び鳥獣害防止施設（以下「関連条件整備活動等」という。）の補助対象経費として認められる実行経費が、それぞれの定額補助金額を上回れば、この定額補助金額を上限とし、下回る場合は実行経費のうちの補助対象経費を補助金額とする。

① 関連条件整備活動等の定額補助金額 < 補助対象経費として認められる実行経費
関連条件整備活動等の定額補助金額を適用

② 関連条件整備活動等の定額補助金額 > 補助対象経費として認められる実行経費
補助対象経費として認められる実行経費を適用

* 関連条件整備については、別紙2の関連条件整備に係る注意事項を事前に確認しておくこと。

(7) 関連条件整備活動、森林作業道、鳥獣害防止施設、間伐材生産、低コスト再造林対策（一貫作業システム、低コスト造林、下刈り）の実行経費はそれぞれ別に算出しなければならない。

附則

この実施基準は平成28年4月19日から施行する。

附則

この実施基準は平成30年8月9日から施行する。

附則

この実施基準は令和2年5月27日から施行する。

附則

この実施基準は令和2年7月31日から施行する。

附則

この実施基準は令和3年7月1日から施行する。

附則

この実施基準は令和4年4月1日から施行する。

附則

この実施基準は令和6年1月31日から施行する。

附則

この実施基準は令和7年9月9日から施行する。

別紙1（1）

森林経営計画の作成に関する同意書

令和 年 月 日

（補助金交付者）
高知県知事 様

住所

氏名

私は、高知県木材安定供給推進事業（間伐材生産又は低コスト再造林対策）の実施に当たって、次の事項について同意します。

1. 下記の申請箇所について、原則として当該申請時を含む年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とすること。
2. 高知県知事は、下記の関係市町村長に対し本同意書の写しを送付するとともに、下記の林班において森林経営計画を作成しようとする者がいる場合は、その者の求めに応じて本同意書を開示すること。

（令和 年度 補助金交付申請箇所）

（単位：ha）

番号	市町村	林班	小班	申請面積

注）本様式は、上記申請箇所と同一林班内に森林経営計画（属人による計画の場合は該当計画面積と申請面積を併せても森林経営計画が作成できない場合を除く。）が作成されている場合又は、上記申請箇所が含まれる森林法施行規則第33条第2号ロに定める区域内に森林経営計画が作成されている場合に使用する。事業計画書に添付することとし、提出後に内容の変更があった場合は再度提出すること。

別紙1 (2)

森林経営計画の作成に関する同意書

令和 年 月 日

(補助金交付者)
高知県知事 様

住所
氏名

私は、高知県木材安定供給推進事業(間伐材生産又は低コスト再造林対策)の実施に当たって、次の事項について同意します。

なお、本紙の提出時において同一林班内又は申請箇所が含まれる林分で森林法施行規則第33条第2号口に定める区域内に他者による森林経営計画が作成されているが、森林経営に関する方針等が一致しない等、計画作成に係る協議が整わず、森林経営計画の対象森林とすることができない場合も含まれます。

1. 下記の申請箇所について、今後、森林経営計画を作成するよう努めること。
2. 下記の申請箇所について、同一林班内に森林経営計画が作成されるなど計画作成の要件を満たすこととなった場合は、速やかに当該箇所を森林経営計画の対象森林とするよう努めること。
3. 高知県知事は、下記の関係市町村長に本同意書の記載内容を共有するとともに、下記の林班において森林経営計画を作成しようとする者がいる場合は、その者の求めに応じて本同意書を開示すること。

(令和 年度 補助金交付申請箇所) (単位：ha)

番号	市町村	林班	小班	申請面積

(林業事務所の確認欄：該当するものにチェックする)

- 上記箇所について、記載内容を関係市町村長と共有済みである。
- 上記箇所は、本紙の提出時において、同一林班内又は上記申請箇所が含まれる林分で森林法施行規則第33条第2号口に定める区域内に属地による森林経営計画が作成されていない、又は属人による森林経営計画が作成されているが、申請面積と合わせても計画が作成できないことについて、市町村等を通じて確認済みである。

注) 本様式は、「同一林班内等に属地による森林経営計画が作成されていない、又は属人による森林経営計画が作成されているが、申請面積と合わせても計画が作成できない場合に使用する。事業計画書に添付することとし、提出後に内容の変更があった場合は再度提出すること。

別紙2

関連条件整備に係る注意事項

関連条件整備は、間伐材生産等に着手する上で直接必要となる経費を対象とする。

●事業内容

- ・森林の特定に要する費用
- ・森林所有者の割出しに要する費用
- ・事業実施の同意の取りつけに要する費用
- ・現地調査に要する費用
- ・予備調査のための周囲測量に要する費用
- ・図面作成（施業図作成含む）に要する費用
- ・その他事業着手に要する事務的費用及び実施基準で定める項目に要する費用

●対象経費

- ・技術者給：事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる技術を有するもの（主任技士、技師等）の労賃。

技術者給の算定については、高知県木材安定供給推進事業費補助金実施要領、別添「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。

- ・賃 金：日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）、ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
- ・旅 費：事業実施の打合せ等に必要な旅費。
- ・需用費：消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費
- ・役 務 費：通信運搬費、手数料、労災保険料、損害保険料、薬剤散布費、伐倒費等
- ・委 託 料：資料作成、測量・調査、公告出稿料等の委託料
- ・使用料及び賃借料：会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。
- ・備品・資機材購入費：事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な備品・資機材（薬剤、なた）購入費（ただし、机、いす、書庫等汎用性のあるものを除く。）

●注意すること

- ・技 術 者 給：人件費。森林組合等職員の給与に充てる場合、当該事業に従事した分がわかるよう、日報等で明らかにしておくこと。
- ・関連条件整備活動の証拠書類等：事業を実施した日時を日報や旅行命令簿等に記録し、事業を実施した職員の給与明細の写しや旅費精算書の写し等を整理する等、適宜証拠書類を作成する必要があること。
- ・公有林（公所有林含む）：関連条件整備の対象としない。
- ・森林整備地域活動支援交付金の交付を受けている森林：関連条件整備の対象としない。
- ・要綱別表1の低コスト再造林対策の関連条件整備活動等の関連条件整備活動の補助対象経費の採択基準のイは、補助率の額を上限とし、それに要した費用の根拠資料を整理すること。

※関連条件整備の業務日誌の参考様式は、別紙3のとおりとする。

別紙3 (参考様式)

木材安定供給推進事業の業務日誌

(○月) 事業体名		所属		役職名		氏名		時間外手当支給対象：対象・非対象																					
日	時	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	業務時間及び業務内容		
1																													
2																													
3																													
4																													
5																													
6																													
7																													
8																													
9																													
10																													
11																													
12																													
13																													
14																													
15																													
16																													
17																													
18																													
19																													
20																													
21																													
22																													
23																													
24																													
25																													
26																													
27																													
28																													
29																													
30																													
31																													
勤務時間管理者 所属： 氏名：																		合計											

※注意
 ・公有林(公社有林含む)：関連条件整備の対象としないこと
 ・森林整備地域活動支援交付金の交付を受けている森林：関連条件整備の対象としないこと

費用(支給)対象者	事業の内容(参考)	証拠書類等
個人ごとに記載すること ※事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことが確認できるように作成すること。	・森林の特定 ・森林所有者の割り出し ・事業実施の同意の取りつけ ・現地調査 ・予備調査のための周囲測量 ・図面作成(施業図作成含む) ・その他事業着手に要する事務	・出役簿 ・給与・賃金明細書 ・旅費精算書 ・その他(対象経費にかかる支払書類等)

・事業体を使用している日報(独自)様式でも可とするが、事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことが確認できるように作成すること。
 ただし、日報を作成していない場合は、補助対象経費としないものとする。

木材安定供給推進事業の業務日誌

(○月) 事業体名 ○○森林組合 所属 ○○課 役職名 ○長 氏名 高知家 学 時間外手当支給対象: 対象・非対象

日	時																								業務時間及び業務内容	
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		24
1										←A→																A(3h)森林所有者の割り出し B(5.25h)〇〇調査打ち合わせ
2										←A→						←A→										A(6h)予備調査のための周囲測量 C(2h)〇〇開発打ち合わせ
3										←D→						←B→										D(3h)自主事業 B(2h)〇〇調査打ち合わせ A(4h)事業実施の同意の取りつけ A(9.5h)現地調査
4																										A(3h)図面作成(施業図作成含む) D(5h)自主事業
5										←A→																
6																										
7																										
8																										
9																										
10																										
11																										
12																										
13																										
14																										
15																										
16																										
17																										
18																										
19																										
20																										
21																										
22																										
23																										
24																										
25																										
26																										
27																										
28																										
29																										
30																										
31																										
勤務時間管理者 所属: ○○部長 氏名: ○○○○																	A: 木材安定供給推進事業 B: ○○○委託事業(○○林業事務所) C: ○○○補助事業(○○森林管理署) D: 自主事業							合計	A(〇〇h) B(〇〇h) C(〇〇h) D(〇〇h)	

※注意
 ・公有林(公社有林含む): 関連条件整備の対象としないこと
 ・森林整備地域活動支援交付金の交付を受けている森林: 関連条件整備の対象としないこと

費用(支給)対象者	事業の内容(参考)	証拠書類等
個人ごとに記載すること ※事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことが確認できるように作成すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の特定 ・森林所有者の割り出し ・事業実施の同意の取りつけ ・現地調査 ・予備調査のための周囲測量 ・図面作成(施業図作成含む) ・その他事業着手に要する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・出役簿 ・給与・賃金明細書 ・旅費精算書 ・その他(対象経費にかかる支払書類等)

・事業体を使用している日報(独自)様式でも可とするが、事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことが確認できるように作成すること。
 ただし、日報を作成していない場合は、補助対象経費としないものとする。

搬出材積集計表

年度	
事業名	高知県木材安定供給推進事業
メニュー	間伐材生産又は低コスト再造林 対策(一貫作業システム)
市町村	

申請地 地区 番号	施行地番号	事業種目	事業主体	面積 (ha)	搬出材積(m3)					ha当たり 材積 (m3)	出荷先名称	備考
					用材 (m3)	末木枝条 チップ等 (t)	チップ等 換算率	末木枝条 チップ等 (m3)	合計(m3)			
合計												

(注) 1 「用材」の値は、整数止めとし、少数点以下は切り捨てる。
 2 「末木枝条チップ等(t)」の値は、小数点1位止めとし、少数点2位以下は切り捨てる。
 3 「末木枝条チップ等(m3)」の値は、整数止めとし、少数点以下は切り捨てる。
 4 チップ等換算率は1.2とする(1トンあたり1.2立方メートル)。
 5 「ha当たり材積」の値は、整数止めとし、少数点以下は切り捨てる。

社会保険等の加入実態状況調査表

事業体名	
年度	
事業名(メニュー)	高知県木材安定供給推進事業 (間伐材生産、低コスト再造林対策)
地区 番号	
事業実施期間	

作業者名	労災保険		雇用保険		健康保険		厚生年金保険		退職金共済			計	直営・ 請負別	雇用別	備考	
	加入	6点	加入	1点	加入	5点	加入	10点	加入	中退共以外 2点	中退共 3点					
										合計					現場監督費率	
										平均						法定福利費率
																間接費率計

(注)1 「計の平均」の値は、整数止めとし、小数点以下は切り捨てる。